

令和8年6月16日

建設工事の低入札価格調査制度における数値的判断基準を引き上げます
(青森県低入札価格調査制度運用マニュアルの一部改正)

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただき誠にありがとうございます。
県では、適正な利潤確保及び担い手の育成・確保を図るため、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 建設工事の低入札価格調査制度における数値的判断基準の引上げ

数値的判断基準（失格判定基準）の算定方法のうち、直接工事費の割合を90%から97%へ引き上げます。

(改正後の算定方法)

次に掲げる工事の費目ごとの金額について、1項目でも基準を満たさない者を失格とします。

- (1) 直接工事費の97%以上の金額であること。 (改正前：90%以上)
- (2) 共通仮設費の80%以上の金額であること。(改正なし)
- (3) 現場管理費の80%以上の金額であること。(改正なし)
- (4) 一般管理費の43%以上の金額であること。(改正なし)

2 施行期日

令和8年7月1日以後の指名通知又は入札公告を行う案件に適用します。

3 参考

詳細は、青森県建設業ポータルサイトに掲載していますので、御確認ください。

(<https://pub.pref.aomori.jp/kouji/index.html>)

トップページ » 入札制度 » 規則・要領等 » 青森県低入札価格調査制度運用マニュアル (改正 令和8. 6. 16)